

教育職員免許状授与関係 よくあるお問合せ

教育職員免許状の取得等について、問合せが多い事項をまとめましたので、参考にしてください。免許状の取得方法に関する相談（修得が必要な単位、在職年数等）については、山形県ホームページに掲載している「教員免許状の取得方法に関する相談シート」を提出願います。

1 教育職員免許法の新法・旧法とは

・教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法及び同法施行規則等の規定に基づいて必要な単位を修得する必要があります。平成31年4月1日以降に新たに免許状を取得する場合は、平成28年改正法（新法、新課程・新カリキュラム）が適用されます（特別支援学校教諭免許状を取得する場合を除く）。

・新法の施行に関して経過措置があり、上記の期日前に大学等に在学した者で、これを卒業・修了するまでに旧法別表第1、2、2の2に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得た者、引き続き在学中の者は、旧法の規定により免許状を取得できます。

※所要単位が揃わずに卒業した者、大学院に進学した者、短期大学から四年制大学に編入学した者が免許状を取得する場合は、新法によります。この場合、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」等の新設された科目の単位を修得する必要があります（別表の各欄ですべての事項を含んで単位を修得する必要があります）。また、単位を流用する場合は、流用元の免許状の写し及び新法による学力に関する証明書を提出してください。

※別表第1、2、2の2以外の取得方法の場合は、新法が適用されます。

2 「授与願」と「検定願」の違いは

・免許状の取得方法により区分が異なり、提出していただく様式が異なります。

授与願：①文部科学大臣が認定した教職課程（課程認定）を有する大学・大学院や短期大学等で単位を修得し、卒業又は修了時に学士等の学位を得て、免許状を取得する場合（別表第1、2、2の2）

※所要単位の修得時期は問いませんが、課程認定を有しない放送大学や教育委員会の免許法認定講習で修得した単位は使用できません。

②教員資格認定試験の合格により免許状を取得する場合（法第16条）

検定願：①教育職員（免許状が必要な職に限る。）の在職年数により、単位を軽減して免許状を取得する場合（別表第3、5～8、法附則第9、17、18項等）

②他教科の免許状を取得する場合（別表第4）

※最終所属から「人物に関する証明書」の提出が必要。さらに、①では、「実務に関する証明書」により基礎免許状や助教諭免許状に基づく在職年数を確認します（②については、在職年数は不問）。

※教育職員検定の取扱いの詳細は、各都道府県教育委員会により異なります。

3 教育職員免許状の取得に係る根拠規定は

- ・次の一覧のとおりです。いずれの根拠規定を適用するかにより、基礎資格や所要単位数、在職年数等の所要資格が変わってくるため、詳細はお問い合わせください。

| 根拠規定 | | 取得方法 | 出願区分 |
|----------------------|--------|---|--------------------|
| 法第5条 | 別表第1 | 取得しようとする免許状の課程認定を有する大学等において、基礎資格（学位等）を取得し、所要単位数を修得して免許状を取得 ・別表第1：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・別表第2：養護教諭 ・別表第2の2：栄養教諭 | 教育職員 免許状 授与願 |
| | 別表第2 | | |
| | 別表第2の2 | | |
| 法第16条 | | 教員資格認定試験（※1）に合格して二種免許状を取得。幼稚園、小学校が対象 | |
| 法第6条 | 別表第3 | 基礎免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各教諭）を取得した後、教育職員として所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して上位免許状へ上進 | 教育職員 検定願 |
| | 別表第4 | 中学校又は高等学校の免許状所持者が、他教科（実習教科を除く）の免許状を、所要単位数を修得して取得 | |
| | 別表第5 | 基礎資格を取得した後、所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して中学校又は高等学校の実習教科の免許状を取得 | |
| | 別表第6 | 基礎免許状（養護教諭）を取得した後、所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して上位の養護教諭免許状へ上進 | |
| | 別表第6の2 | 基礎免許状（栄養教諭）を取得した後、所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して上位の栄養教諭免許状へ上進 | |
| | 別表第7 | 教育職員として所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して特別支援学校教諭免許状を取得又は上進 | |
| | 別表第8 | 教育職員として所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して隣接校種（※2）の免許状を取得 | |
| 法附則第9項 | | 実習助手（※3）が所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して高等学校の実習教科の免許状を取得 | |
| 法附則第17項 | | 栄養職員が所定の在職年数を経て、所要単位数を修得して栄養教諭免許状を取得 | |
| 法附則第18項 | | 保育士として所定の在職年数及び実務時間数を経て、所要単位数を修得して幼稚園教諭免許状を取得 ※R12.3.31 までの特例措置 | |
| 法第18条 | | 外国で免許状を取得した者等が各相当の免許状を取得 | |
| 法第5条第2項 | | 特別免許状の取得 ※個人単位での出願は不可 | |
| 法第5条第5項 | | 臨時免許状の取得 ※個人単位での出願は不可 | |
| 法施行法第2条第1項 第20号の4 | | 所定の実務経験により、高一種（商船）を取得する場合 | |

※1 「教員資格認定試験」の対象校種、試験日程については、実施機関にお問合せください

※2 「隣接校種」とは、各学校種で隣接した他学校種のこと（幼稚園⇔小学校⇔中学校⇔高等学校）

※3 「実習助手」とは、主任実習教諭、実習教諭、実習講師のこと

4 教育職員免許状はどんな種類があるのか、内容により違いはあるのか

- ・免許状の種類は、①大学等での学位取得及び単位修得による普通免許状、②優れた知識経験や技能を有する社会人を教員として迎え入れるために授与する特別免許状、③普通免許状を有する者を採用できない場合に授与する臨時免許状の3つがあります。学校種として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（中・高は教科毎）に区分され、教壇に立つ場合に相当の免許状を要します。そのほか、養護、栄養、障害の領域による特別支援学校の免許状があります。
- ・普通免許状の階位としては、大学院修了の専修、大学卒業の一種、短期大学卒業の二種に分かれますが、教授・指導できる範囲に差はありません。なお、二種免許状を有する小学校又は中学校の教員については、一種免許状を取得する努力義務が課せられています。

5 教育職員免許状は誰でも取得できるか

- ・次のいずれかの事項に該当する方は免許状を取得できません。免許状の出願時にこれらに該当しないことを宣誓いただきます。詳細は、授与願又は検定願をご確認ください。偽りその他不正の手段により、免許状の授与を受けた場合、罰則が適用されま
 - ① 18 歳未満の者
 - ② 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ④ 教育職員免許状の失効及び取上げ処分後3年を経過しない者
 - ⑤ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※④に関して、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は免許状取上げの処分を受けた者）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、その者の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与することが適当である旨の証明があり（出願者自身が証明責任を負う）、有識者による再授与審査会での審査において適当と認められた場合に限り、例外的に免許状を取得できます。

6 放送大学の単位を使用できない場合はあるか

- ・放送大学は、教職課程を有しない大学であるため、別表第1、2、2の2の規定における所要単位を修得することはできません。
- ・科目によっては法令上必要な事項を含んでいない場合がありますので、注意してください。一例として、「家庭」や「情報」など実習を含んで修得することが必要とされている科目について、放送大学では実習を含んでいない場合があります。この場合、必要な事項が含まれていないため、課程認定のある他大学等において実習を含む単位

を修得する必要があります（基本的に課程認定がある大学等であれば単位修得は問題ありません）。受講申込前にシラバスの注意書き等を確認してください。

7 一種又は二種免許状を所持する場合の単位差の利用とは

- ・下位免許状（一種又は二種免許状）を所持する者又はその所要資格を得ている者が、別表第1、2、2の2の規定により上位免許状（専修免許状又は一種免許状）を取得する場合、上位免許状の所要単位のうち下位免許状に係る所要単位は修得したものとみなされ、その単位の差分のみを修得すれば足りる。

※単位差を利用する場合、すべての事項を含んで修得する必要はありません。免許状の出願においては、下位免許状の写し（免許状を取得していない場合は当該学力に関する証明書）を提出してください。

※下位免許状の取得時に使用した所要単位を、上位免許状の取得において再度使用（ダブルカウント）することはできません。

[例] × 中二種（国語）取得時に使用した「各教科の指導法」2単位を、単位差を利用して中一種（国語）を取得する際に再び使用する。

※単位差を利用する場合、下位免許状を取得した際の根拠規定は問いません。

[例] 別表第8（隣接校種）の規定により中二種（国語）を取得した者が、別表第1により中一種（国語）を取得しようとする場合

→中二種（国語）取得時に「教育実習」の単位を修得していないが、単位差利用では当該単位を修得したものとみなします。

※別表第1により免許状を取得する場合は、介護等体験の実施、規則第66条の6に定める科目の単位修得が必要です。

[例] 別表第8（隣接校種）又は教員資格認定試験合格により小二種を取得した場合、介護等体験の実施、規則第66条の6に定める科目の単位修得をしないと小一種を取得できません。

8 単位の流用とはどのような取扱いか、検定願で流用した単位を使用できるか

- ・単位の流用とは、別表第1、2、2の2の規定により、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の免許状を取得する場合において、所持又は所要資格を得ている（授与出願をすれば免許状を取得できる状態である（未修得の単位がある状態ではない））他学校種の免許状に係る一部科目の単位を使用することを言います。なお、単位差利用と単位流用は併用できます。

※単位を流用する場合、各科目のすべての事項を含んで修得する必要があります。よって、流用しなかった事項の単位は必ず修得してください。また、免許状の出願においては、流用元の免許状の写し（免許状を取得していない場合は当該学力に関する証明書）及び新法（経過措置の適用がある場合は旧法）による学力に関する証明書を提出してください。

※実際に修得していない単位は、流用することができません。

[例] 別表第8（隣接校種）の規定により中二種（国語）を取得した後、別表第1により小二種を取得しようとする場合

→旧法による中二種（国語）取得時に新法の「教職実践演習」の単位を修得していないため、当該単位は流用できない。

※教育実習に関して、教育実習の単位は取得しようとする免許状の学校種又はその隣接校種で行う必要があります。このため、単位の流用においては、単位がダブルカウントにならないかに注意する必要があります。また、事前及び事後の指導を含んで修得する必要があります。よって、当該科目の単位を流用した場合、残りの単位は、事前事後指導を含めた教育実習の単位を修得してください。

[例] 高等学校でのみ教育実習を行い、中一種（数学）の免許状を取得する場合、学力に関する証明書（中一種）には、教育実習3単位を修得と記載される（高等学校教諭免許状に係る教育実習は、高等学校又は中学校で実施）。不足の2単位について、高一種（数学）から流用する場合、単位がダブルカウントとなる。

- ・検定願での出願の場合、別表第4（他教科）による取得の場合を除いて、所要単位は基礎資格の取得後に修得する必要があります。教育職員検定においては、もともと在職年数により必要な単位数が軽減されているため、流用した単位は使用できません。

9 単位の流用以外に教育実習、教職実践演習を代替する方法はあるか

- ・教育実習の単位は、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、在職年数1年につき1単位を、教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位に替えることができます（単位修得の免除ではありません）。

| 取得しようとする免許状 | 在職年数を算定できる学校種等 | 備考 |
|-------------|---|----------|
| 幼稚園 | 幼稚園、小学校、特別支援学校の幼稚部及び小学部、義務教育学校の前期課程、幼保連携型認定こども園 | 中学校を含まない |
| 小学校 | | |
| 中学校 | 中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校 | 小学校を含まない |
| 高等学校 | | |

- ・教職実践演習の単位については、上述のような取扱いはありません。また、単位の流用に関して、旧法で総合演習の単位を修得している場合、新法で教職実践演習として科目の読替えができない場合は、新規に単位修得が必要です。

10 介護等体験は必ず実施する必要があるか

- ・別表第1の規定により、小学校及び中学校教諭の免許状を取得する場合、社会福祉施設や特別支援学校等で計7日間の介護等体験を実施する必要があります。授与出願においては、「介護等の体験に関する証明書」（原本）を提出してください。また、代替措置を受けている場合は、当該証明書（原本）を提出してください。

- ・既に別表第1により小学校又は中学校教諭の免許状を所持している者（※）、特別支援学校教諭の免許状を所持している者、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、身体障害者手帳（1～6級）を有する者は、介護等体験の実施は不要です。

※小学校又は中学校教諭の免許状の写しを提出いただき、実施済みであることを確認します。

11 中学校教諭免許状の別表第1による取得に関して、異なる取得方法がある教科は

- ・音楽及び美術の各教科について、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数のうち、その半数までの単位を取得しようとする免許状に係る「教科に関する専門的事項に関する科目」に振り替えることができます（他の科目の単位の修得方法については、条件があります）。

12 高等学校教諭免許状の別表第1による取得に関して、異なる取得方法がある教科は

- ・数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科について、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数のうち、その半数までの単位を取得しようとする免許状に係る「教科に関する専門的事項に関する科目」に振り替えることができます（他の科目の単位の修得方法については、条件があります）。
- ・工業の教科について、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数のうち、全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」に振り替えることができます。

13 一種免許状を専修免許状に上進したいが、どのように単位を修得したらよいか

- ・別表第1の規定による場合は、専修免許状と一種免許状の所要単位を差し引いた単位数を課程認定のある大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程、文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得してください。

※いわゆる教職大学院（専門職大学院）の場合は、1年以上在学し、30単位以上の単位修得が必要です。

- ・別表第3の規定による場合は、一種免許状を取得後に大学院の課程等で15単位を修得してください。この場合は課程認定の有無は問いません。なお、出願にあたっては、一種免許状に基づく在職年数3年が必要です。

14 特別支援学校教諭免許状の領域追加とは

- ・特別支援学校教諭免許状を取得した後、新たに別の特別支援教育に関する科目の単位を修得し、免許状に領域を書き加えるものです。新たな免許状の取得ではなく（免許状番号等は変わりません）、領域を追加される免許状を取得した都道府県教育委員会に出願する必要があります。

※山形県教育委員会で手続きをする方の単位の修得方法等の詳細は、「山形県教育委員会免許法認定講習を利用して取得できる教育職員免許状について」をご確認ください。

15 臨時免許状を3年毎に更新して助教諭として長年働いているが、二種免許状の取得・上進はできるか

- ・別表第3の規定により二種免許状（高等学校教諭は一種免許状）の取得・上進が可能です。所要単位は、学校種、在職年数及び最終学歴により異なるので、詳細はお問い合わせください。

16 教員免許更新制は廃止されたが、免許状の有効期限等の取扱いはどうなるのか

- ・改正教育職員免許法施行日（令和4年7月1日）時点で有効な免許状は、有効期限のないもの（無期限）となります。
- ・更新制廃止前の旧免許状（「有効期間の満了の日」の記載がない免許状）について、これまで免許状を更新したことがなく、いわゆる休眠状態となっている場合であっても免許状は有効となります。なお、効力を回復するための手続きは不要です。
- ・更新制廃止前の新免許状については、「有効期間の満了の日」の記載が令和4年3月31日までのもので、新たな免許状の取得、更新講習受講修了による更新又は有効期間延長の手続きを行わずに令和4年6月30日までに期限切れ失効した場合は、免許状は無効であり、再授与の出願が必要となります。

17 免許状の「有効期間の満了の日」が経過し、免許状が失効したがどうしたらよいか

- ・大学等で修得した単位は失効しないため、必要書類一式を揃えて、居住地の都道府県教育委員会あてに新しい免許状（同一の学校種・教科）を取得する再授与の出願を行ってください。

※失効した免許状を取得した都道府県教育委員会が山形県ではない方が、学力に関する証明書を提出する場合は、旧法によるもの（卒業当時の免許制度による証明書）を取得してください。

※失効した免許状について、書換、再交付はできません。また、授与証明書については、「失効」と明記して発行します。

18 新年度から山形県内の学校の教員（国公立の別は不問）として採用される予定であるが、3月に卒業する大学への一括出願に間に合わなかった。免許状の出願はどのようにしたらよいか

- ・卒業する大学等への一括出願に間に合わなかった方で、本県の教員として採用される方は、3月まで県外在住であっても例外的に山形県教育委員会に出願いただくこととなります。3月31日付の免許状を授与しますが、年度末は出願が集中するため、速やかに書類を提出してください。また、書類不備がないか等についてを確認するため、事前に電話で連絡願います。

※卒業大学以外の大学で科目等履修により単位を修得し、特別支援学校教諭免許状を取得するような場合も上記に準じます。

※他県の教員として採用される方は、学校所在地の都道府県教育委員会に出願してください。

19 9月末に大学を卒業する予定であるが、免許状の出願はどうしたらよいか

- ・9月の新規卒業者については、一括出願に対応していないため、個人単位で出願してください。また、卒業年月日に合わせて、9月30日付の免許状授与を希望する場合は、事前にその旨を申し出てください。
- ・大学担当者から卒業証明書及び学力に関する証明書を発行してもらい次第、速やかに出願してください。

20 臨時免許状や特別免許状を個人単位での出願により取得できるか

- ・学校の教員として任用又は雇用されることを前提としているため、個人単位での出願はできません。推薦書等の必要書類を添えて、所属を通じて出願いただくこととなります。なお、手続きについては、各学校に通知していますので、任用又は雇用される予定の学校に相談願います。
- ・特別免許状は、山形県教育委員会で年1回、12月に有識者による検定委員会を開催し、面接による評価や採用予定者による推薦書等を踏まえて、免許状の授与の可否を判断します。検定基準については、山形県ホームページからご確認ください。